

Q&A 中国ビジネス Q&A 事業再編手法の得失比較

Q 弊社は江蘇省蘇州市と浙江省杭州市に各 100% 出資の生産型現地法人を有しております。両社とも自社で土地使用权を購入し工場を建設しましたが、前者をA社、後者をB社とすると、B社は会社設立以来赤字状態が続いており、かなりの累損額に達しているため、清算またはA社への吸収合併による再編を検討しております。これら再編手法選択時のポイントを教えてください。

A 再編手法としては、B社所在地に工場（生産機能）をA社の分工場として残す形での吸収合併も考えられます。これら三つの選択肢について、以下に述べる各方面から得失を分析し、貴社の実情に相応しくかつ実施可能な事業再編手法を最終選択することが重要になります。以下にそれぞれの再編手法を比較分析する際のポイントにつき解説します。

1. 行政手続き面

3パターンそれぞれの行政手続きの概要をまとめると以下の通りです。B社所在地に工場機能を残さない場合の吸収合併を「-1」とし、残す場合を「-2」とします（2.以下も同じ）。

(1)B社清算：まず株主による会社清算決議を根拠として、会社清算を社内公示し、経済補償金を支払って従業員との労働契約を終止させます。次に資産売却と債権回収により資産を現金化し、これを原資として全負債を返済し、資産と負債の処理が完了した時点で、清算期間に対する会計監査を受け、税務登記等の抹消手続きを行います。その結果最終的な清算剰余金額が確定しますので、これを株主向けに海外送金した後、会社登記を抹消して銀行口座を閉鎖し、一連の清算手続きが全て完了します。土地・建屋を有する生産型企業の場合、一般的に1.5～2年の時間を要しますが、清算手続き自体は問題なく実施可能です。

(2) 吸収合併 -1：吸収合併の手続き内容としては表1の通りですが、本ケースではB社所在地に拠点を何も残さないのので、会社清算時と同様に、B社の従業員全員を解雇して、B社の土地・建物の他、A社に移設できない生産設備を売却処分

表 1

	B社清算 (清算の為の各種準備)	吸収合併 -1 (合併の為の各種準備)	吸収合併 -2 (合併の為の各種準備、およびA社の分公司設立)
①	株主決議、清算組の登記	株主決議	同左
②	清算の社内公示、人員整理	合併の社内公示、人員整理	合併の社内説明
③	清算公告	合併公告と債権者通知	同左
④	正常経営期間の会計監査	土地・建物・設備売却	土地・建物名義変更
⑤	資産処分・負債返済	A社とB社の帳簿合併	同左
⑥	清算期間の会計監査	B社の税務登記抹消	
⑦	税務登記抹消	B社のその他登記抹消	
⑧	その他登記抹消	B社の会社登記抹消	
⑨	清算剰余金の海外送金	A社の会社登記変更	
⑩	会社登記抹消	A社の税務登記変更	
⑪	銀行口座閉鎖	A社のその他登記変更	

することになります。所要期間としては、行政手続きがA社とB社所在地の両政府当局に跨るため、完了までには通常2年以上の時間を要することになりますが、吸収合併の手続き自体は問題なく実施可能です。

(3) 吸収合併 -2：吸収合併の手続き内容は上記(2)と同様ですが、B社の工場機能を残すための受け皿としてまずA社の分公司（生産型分公司）を設立し、B社の土地使用权と建物所有権名義のA社への変更手続きを行う必要があります。ただ、B社所在地の地元政府が生産型分公司の設立を認めるか否かの問題があります。生産型分公司は、設立手続きは独立法人としての生産型企業とほぼ同じですが、設備投資のための増資が行われても全て本社所在地政府の実績になり、分公司所在地の実績とはならないので、地元政府にとっては誘致する魅力がありません。ゆえに、地元政府としては、新規の工場進出が見込まれる状況下であれば、他の優良プロジェクトを誘致するためにB社の土地区画を利用したいと考え、B社工場を地元政府に売却するよう要求するはずであり、それでもA社が生産型分公司の設立を進める場合には、地元政府がその手続き等の面で注文を付けて干渉することも予想されます。

2. 労務対応面

(1)B社清算：『労働契約法』第44条第五項に基づき、全従業員との労働契約は終止します。これに伴いB社は経済補償金を支給しなければなりません。これに伴いB社は経済補償金を支給しなければなりません。人員整理の法的根拠は明確なため、不当解雇として法的責任を追及されるリスクは低いと言えます。

(2) 吸収合併 -1：『労働契約法』第34条には、合併時にも元の労働契約は有効であり、会社には労働契約の継続履行義務がある旨が規定されており、法律的にはB社従業員を解雇できないこととなりますが、B社自体は登記抹消されて雇用の受け皿が無くなるため、「客観情勢の重大変化」（第40条第三項）を法的根拠として、A社への異動希望者がいれば受け入れることを前提に、B社従業員との労働契約を解除することになります。この場合、法的瑕疵が生じないよう人員削減の法的組立ては複雑になり、経済補償金の+aの支給金額も膨らむこととなりますが、協議一致による労働契約解除（第36条）と組み合わせることで、リスク低減は可能です。

上海華鐘投資コンサルティング有限公司
 董事・総経理 能瀬 徹

(3) 吸収合併-2：法的根拠は上記(2)と同じであり、A社の杭州分公司でB社の従業員全員を受け入れる必要があるため、意図的にリストラを行わない限り人員削減（経済補償金支出）は発生しません。

3. 製品供給責任面

ここでいう「製品供給責任」とは、A社からB社に生産機能を移管し、A社からの製品納品に切り換えるまでの間、B社の工場稼働を維持する必要があることを指します。この間、人員整理の社内発表後もB社の従業員の雇用を継続する必要がありますが、従業員のモチベーションは下がる他、供給責任履行への協力の見返りとして、経済補償金の積み増し支給を要求される可能性もあります。ゆえに、人員整理を伴うB社清算と吸収合併-1では、A社への生産移管を速やかにいき、B社ワーカーを引き留めなければならない期間をできるだけ短縮することが肝心です。一般的には長くても2～3カ月以内に納めるべきです。

4. 資産処理面

各再編パターンにおける資産処分方法をまとめると表2の通りです。

表 2

	B社清算	吸収合併-1	吸収合併-2
土地・建屋	地元政府傘下の不動産開発業者等向けに売却		処分不要
生産設備	A社または第三者向けに売却		処分不要
売掛金・在庫	売掛金回収、在庫売却		処分不要（A社に継承）
その他資産	要処分		処分不要（A社に継承）

土地・建屋の売却処分について、購入意向のある第三者企業向けの売却も考えられますが、その場合、「准入」（参入審査）手続きを通じて、地元政府が第三者企業による後続事業の税收貢献、環境影響、事業の先進性等を審査しますので、不動産転売目的や地元政府の誘致基準に符号しないプロジェクト向けには売却ができない仕組みになっており、売却先としては、一般的に地元政府傘下の不動産ディベロッパーが有力候補となってきます。いずれの場合も、売却価格については、土地使用証と建屋の産権証が完備していれば、不動産価値評価を行ったうえで相応の買取り価格は提示してもらえるはずですが。

5. 税務面

表 3

項目	課税対象・課税率	納税者
増値税	土地・建屋売却益（売却額－取得原価）の5%	売り手
附加税	増値税額の10～13%（地方毎に異なる）	売り手
土地増値税	土地・建物売却益（時価評価額－取得原価）により30～60%の累進課税	売り手
印紙税	売却額の0.05%	双方各0.05%
契税	売却額の3%	買い手

(1) 土地・建物売却時の課税：B社清算および吸収合併-1では土地・建物売却時の値上がり益（資産評価額ベース）に対する土地増値税の他、表3の税金が課税されます。吸収合併-2における土地・建物名義の変更は、合併後も経営実態が不変なので、関連の税務規定に基づき、事業再編に伴う形式的な名義変更として表3の課税はありません。

(2) 見なし配当金への課税：B社清算で清算剰余金が資本金を上回る場合には、これを見なし配当金として、差額に対し源泉税（企業所得税）が10%課税されます。源泉税の納税名義人はB社株主です。吸収合併-1および-2の場合にも、抹消会社に対する資産評価の結果、資産売却益を加味した純資産価値と資本金額との差額をみなし配当として、株主に対し源泉税10%の納税が要求されますが、「特殊性税務処理」が適用されれば、課税繰り延べ措置が適用されます。「特殊性税務処理」の適用要件については解説を省略しますが、吸収合併は通常適用要件に該当します。

6. 資金面

(1) B社清算：会社清算においては、先行する経済補償金の支払い原資確保が必要になる他、最終的な資金収支がプラス（資産＞負債）にならない場合、清算のための追加資金投入が必要となりますので、事前に会社清算時の資金シミュレーションを行って追加資金の投入要否とその調達方法を検討しておくことが重要です。具体的な資金調達手段は増資、親子ローン、親子間の債権放棄のいずれかですが、いったん清算手続きを開始すると増資はできなくなります。また、親子ローン実施のための外債借入枠の有無、子会社向け債権放棄時の親会社側での税務影響についても考慮が必要です。

(2) 吸収合併：吸収合併においては、抹消会社（B社）の資産・負債、権利・義務は全て存続会社（A社）に継承されますので、会社清算時のような資金移動は発生せず、資金不足等の状況も発生しません。ただ、吸収合併-1では、土地・建物を売却処分しますので、その値上がり益を株主が回収するためには、存続会社側で減資を行う必要があります。

7. まとめ

吸収合併-2は人員削減も資産売却およびそれに伴う納税も必要ありませんが、生産型分公司の設立を地元政府が認めるかどうか分からないという不確定要素があるほか、生産拠点を残したところで、これまでと同じ事業を継続したのでは、A社の事業採算を悪化させかねないので、B社所在地に生産拠点をどうしても残す必要がある理由が無い限り、これを選択するケースは少ないと言えます。

残る二つの選択肢については、一般的には実施過程をコントロールし易い会社清算を選択するケースが多いです。ただし、会社清算時に資金不足が想定されるが、株主の都合により、会社清算のための追加資金投入が困難な場合には吸収合併-1のパターンを選択するしかありません。